

あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県（以下「県」という。）及び秋田市（以下「市」という。）に商標権及び著作権が帰属する「あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークの仕様は、「あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用ガイドライン」（以下「使用ガイドライン」という。）に示すものとする。

(使用範囲)

第3条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）が使用できる範囲は、次に掲げるものとする。ただし、商品の個装など商品そのものには使用できない（指定管理者があきた芸術劇場ミルハスPR等のために使用する場合を除く）。

- (1) あきた芸術劇場ミルハスでのイベント等に使用するものであること。
- (2) ロゴマークの使用目的が文化芸術活動の推進に寄与すると認められるものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、秋田県知事（以下「知事」という。）及び秋田市長（以下「市長」という。）が特に認められるものであること。

(使用申請)

第4条 使用者は、あらかじめ「あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用承認申請書（別紙様式第1号）」（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて知事及び市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 団体概要及び事業内容が分かる資料
- (2) 使用方法が分かる見本
- (3) その他知事及び市長が必要と認める資料

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の手続きを省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体が公用の目的で使用する場合
- (2) 報道機関があきた芸術劇場ミルハスを報道する目的で使用する場合
- (3) あきた芸術劇場ミルハスの指定管理者が使用する場合
- (4) 「あきた芸術劇場ミルハス開館応援事業及び開館記念事業」等において承認を受けている事業で使用する場合
- (5) その他知事及び市長が必要と認めた場合

(使用承認の制限)

第5条 知事及び市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合は使用を承認しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 県、市及びあきた芸術劇場ミルハスの信用及び品位を害するおそれがある場合
- (3) ロゴマークの使用が、使用ガイドラインに合致していない場合
- (4) 県、市及び指定管理者以外の者が、自己の商標権や意匠権等として独占的に使用
するおそれがある場合
- (5) 特定の政治、思想及び宗教活動の目的に使用されるおそれがある場合
- (6) 暴力団、暴力団員及びこれらに準ずる者に使用されるおそれがある場合
- (7) その他知事及び市長が承認しないことが適切であると認めた場合

(使用承認)

第6条 知事及び市長は、申請書を受理したときは、第5条の規定に基づき申請の内容を審査し、使用を承認する場合は、「あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用承認通知書(別紙様式第2-1号)」により、使用を不承認とする場合は、「あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用不承認通知書(別紙様式第2-2号)」により、申請者に通知する。

2 知事及び市長は、使用承認のために必要があると認める場合には、ロゴマークの使用
方法その他について、条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 前条の規定により使用承認を受けた使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければ
ならない。

- (1) 本要領及び使用ガイドラインを遵守すること。
- (2) 使用承認を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマークの商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- (5) ロゴマークの使用により生じた事故や苦情等に関しては、使用者本人の責任にお
いて必要な処理を行うこと。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(成果物の提出)

第9条 承認を受けた使用者は、ロゴマーク使用の成果が確認できるものを速やかに知

事及び市長に提出しなければならない。

(使用承認の変更)

第10条 使用者が、使用承認を受けている内容を変更しようとする場合は、あらかじめ「あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用承認変更申請書（別紙様式第3号）」を知事及び市長に提出し、当該変更の承認を受けなければならない。なお、使用者は、変更の承認を受けた後でなければ、当該変更内容に係るロゴマークの使用をすることができない。

2 前項に規定する変更に係る承認については、第6条の規定を準用する。

(使用の中止)

第11条 使用者は、ロゴマークを使用する必要がなくなったときは、「あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用中止届（別紙様式第4号）」を知事及び市長に提出しなければならない。

(使用承認の取り消し)

第12条 知事及び市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) 第5条に定める基準のいずれかに該当するに至った場合

(2) 第7条に定める遵守事項に違反した場合

(3) 申請内容に虚偽又は不正があった場合

(4) その他使用にふさわしくないと認められる行為があった場合

2 前項の規定により使用承認を取り消す場合は、「あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用承認取消書（別紙様式第5号）」により通知するものとする。

3 使用承認を取り消された使用者は、ロゴマークを使用してはならず、ロゴマークを使用した物品等を回収し廃棄しなければならない。

4 知事及び市長は、使用者が第1項の規定により使用承認を取り消され、これにより損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(損害賠償)

第13条 ロゴマークの使用により生じた第三者からの損害賠償請求その他一切の責任は、使用者が負うものとし、県及び市はいかなる場合においてもその責任を負わない。

2 前条の規定により使用承認を取り消された者は、その使用に伴って県及び市に損害を与えたときはこれを賠償しなければならない。

(報告及び公表)

第14条 知事及び市長は、ロゴマークの使用状況等に関し必要があると認めるときは、使用者に対し報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

2 使用者は、県及び市がロゴマークの使用実績について、使用者名、使用目的等を公表することを了承するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関し必要な事項は、知事及び市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用承認申請書

令和 年 月 日

秋田県知事
秋田市長

申請者 住所
団体名
代表者名

あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用取扱要領第4条の規定により、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用取扱要領の規定を遵守することを誓約します。

使用目的	
使用方法	
使用期間	
担当者名／連絡先	
その他特記事項	
添付資料 (□の中にチェックを 記入してください)	<input type="checkbox"/> 団体の概要が分かる資料(団体規約、定款等) <input type="checkbox"/> 事業内容が分かる資料(開催要項等) <input type="checkbox"/> 使用方法が分かる見本

(別紙様式第2-1号)

あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用承認通知書

令和 年 月 日

様

秋田県知事

秋田市長

令和 年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用について、あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用取扱要領第6条の規定により、次のとおり使用を承認します。

なお、使用にあたっては、あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用取扱要領の規定を遵守してください。

申請者名 (住所及び氏名)	
使用目的	
使用方法	
使用期間	
その他特記事項	

(別紙様式第2-2号)

あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用不承認通知書

令和 年 月 日

様

秋田県知事

秋田市長

令和 年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用について、あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用取扱要領第6条の規定により、次のとおり使用を不承認とします。

不承認の理由	
--------	--

(別紙様式第3号)

あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用承認変更申請書

令和 年 月 日

秋田県知事
秋田市長

申請者 住所
団体名
代表者名

あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用取扱要領第10条の規定により、次のとおり変更したいので申請します。

変更 内容	項目	変更前	変更後
	使用目的		
	使用方法		
	使用期間		
変更理由			
その他特記事項			
添付資料		<input type="checkbox"/> 使用方法が分かる見本 (※ <input type="checkbox"/> の中にチェックを記入してください)	

(別紙様式第4号)

あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用中止届

令和 年 月 日

秋田県知事
秋田市長

申請者 住所
団体名
代表者名

あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用取扱要領第11条の規定により、次のとおり使用を中止するので届け出ます。

使用を中止する理由	
その他特記事項	

(別紙様式第5号)

あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用承認取消書

令和 年 月 日

様

秋田県知事

秋田市長

令和 年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用について、あきた芸術劇場ミルハスロゴマーク使用取扱要領第12条の規定により、次のとおり承認を取り消します。

取り消しの理由	
---------	--